

京都市帝國大學經濟學會 經濟論叢

第三十卷 第五號

大正十一年十一月一日發行

論叢

租税に於ける補完作用に就て

法學博士 神戸 正雄

植民政策是非

文學博士 原 勝 郎

利潤の經濟的及び道德的性質

法學博士 田島 錦治

進歩か退歩か

法學博士 財部 靜治

農業勞働問題

法學博士 河田 嗣 郎

時論

地方税制度の整理を論ず

法學博士 小川郷太郎

說苑

大邱の令市に就いて

經濟學士 黒 正 巖

雜錄

滿洲に於ける支那商店の帳簿

法學士 大森 研造

社會主義の分類

經濟學士 小林 輝次

獨逸大都市に於ける離婚數の激増

法學士 汐見 三郎

雜 錄

滿洲に於ける支那商店の帳簿

大 森 研 造

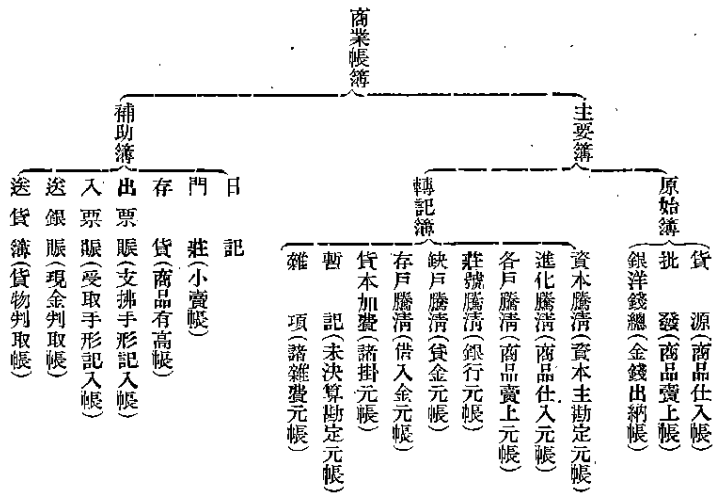
一 商業帳簿の組織

滿洲に於ける支那商店の帳簿組織は商業の種類取引の大小各店の特色慣習等に依りて必ずしも一様ならず、殊にその名稱の如きも區にして各種商店の帳簿に就き一々説明を下すことは容易の業にあらざれば、今爰には奉天長春の各城内に於ける大商店の使用せる商業帳簿を標準として其組織の概要を述べんと欲す。

(A) 商業帳簿の種類

今商業帳簿を主要簿と補助簿とに大別し、主要簿は更に分ちて原始簿轉記簿の二となす、原始簿轉記簿補助簿は亦各種別に應じて之を細分することを得べし、今之を一表に示せば左の

如し。



右に示せる帳簿の種類は大商店に略ば共通せるものなれども、此外或は傢俬騰清(備品元帳)

寄售騰清(依託品及積送品元帳) 萬年騰清(滯貨元帳 辛俸(給料元帳)等を備ふるものあり或は又出票帳を本票根簿(支拂約束手形記入帳)支票根簿(支拂爲替手形記入帳)に分つものあり。

(B) 商業帳簿の用法

(イ) 貨源 貨源は一に收貨と稱し我邦の商品仕入帳に該當するものにして 日々購入する商品の日附の順序に従ひ賣主の名號品名數量價格運賃等を明細に記入するものなり。

(ロ) 批發 批發とは卸賣の義にして我邦商品賣上帳に相當す、毎日賣出したる商品をその順序に従ひて記入す、記入の要領は貨源に同じ、大商店に於ては卸賣と小賣との區別を立て卸賣に限り本帳簿に記載すれども小商店に在りては二者を區別せず凡て本簿に記載す

(ハ) 銀洋錢總 銀洋錢總とは我邦の金錢出納帳に該當し、大洋錢、小洋錢、大洋錢票、小洋錢票、過爐銀、羞帖(露國の留紙幣)、金票(日本金券)鈔票(正金銀券)、官帖(吉林黑龍江兩

官帖)、銀錠(元寶銀)、商帖(商家發行の一種の一覽拂手形)及銅錢等の收支を凡て記載す、蓋し上記各種貨幣の比價は日々變動して相互間に開きを生ずるが故にその授受する所の貨幣の種類を區別して記載するにあらざれば收支計算の際頗る手数を要するが故に、該簿には必ず授受する貨幣の種類を明記し其種類に従ひて計算を爲す、又各種貨幣の出入頻繁なる商店に在りては數種の帳簿を備へ各々其貨幣の種類に由りて記帳計理するものあり、長春城内に於ては錢流水帳と稱するもの尠からず。

(ニ) 資本騰清 騰清とは轉記の義なり、一名萬金帳とも稱し我邦資本主勘定元帳に該當す、銀洋錢總より資本主に關する金錢の收支を蒐集し、人名を按じて一々是に轉記す。

(ホ) 進貨騰清 進化とは仕入商品の義なり、我邦の仕入商品元帳にして、凡そ商品の仕入に係るものは先づ貨源に記入し、然る後人名別により一々此帳簿に轉記す、是れ支那特有の方法にして他に類を視ること稀なり。

(へ) 各戸騰清 各戸騰清とは商品賣上元帳とも稱すべきものにして、批發より商品を賣渡せし人名を按じ來り一々是れに轉記す、一々往來騰清とも云ふ。

(ト) 莊號騰清 一に莊號往來又は錢局錢往來とも謂ふ、莊號は支那銀行の總稱なり、蓋し支那の銀行に錢莊、票莊、銀號の三種あり之を總稱して莊號と曰ふ、往來とは取引の義なり、故に莊號往來とは銀行取引と云ふが如し、我邦の銀行勘定元帳とも稱することを得べく、各取引銀行間に生ずる金錢の出入は擧げて銀洋錢總に記載せらるゝものなるが、本帳簿は即ち銀洋錢總より銀行勘定に屬するものを拾ひ來り銀行の名號を按じて轉記したるものに係る。

(チ) 缺戸騰清 支那にて貸金を缺戸と云ふ、缺戸騰清とは貸付金元帳とも稱すべきものにして、銀洋錢總より貸付金に關する事項を蒐集し來り人名を按じ各戸轉記したるものなり。

(リ) 存戸騰清 存戸とは預金の義なり、借入金元帳にして缺戸騰清と同じく銀洋錢總より借

入金に關する事項を蒐集し各戸轉記したるものなり。

(又) 貨本加費 貨本とは貨物原價の義にして加費とは運賃荷造關稅等凡て原價に加はるべき諸費用の義なり、此帳簿には銀洋錢總にて原價に加はるべき費用を蒐集分類して轉記す。

(ル) 暫記 暫記とは未決算に屬するもの及親戚朋友店員其他取引先に一時融通せる金錢の出入を銀洋錢總より蒐集し人名別により轉記す。

(オ) 雜項 雜項とは薪炭食料其他の雜費を稱するものにして、銀洋錢總より蒐集分類轉記せられたるものは是れなり。

(ワ) 日記 狹義の日記帳にして金錢の出入、商品の賣買に關せざる日常事項を記載する一種の補助簿なり。

(カ) 門莊 門莊は小賣の義にして一に門市と稱す、日夕店頭に於て小賣せられたるもの、品名數量價格を順次記載し、毎日營業終了の後之を計算し、其受取る金錢は種類に應じ一括して銀洋錢總に記入し、其賣上し商品は品種に従ひ

一括して存貨に記入するものとす。

(ヨ) 存貨 存貨とは商品有高と曰ふ義なり、各種商品の現在有高を知るの便に供する帳簿なり、毎日貨源批發門莊等より賣買せし商品を蒐集し、收支相殺し、現在有高を表示するものはなり。

(タ) 出票帳 支拂手形記入帳に該當するものなり。而して出票帳は本票根簿支票根簿のことなることを得。本票根簿とは我邦支拂手形記入帳に該當す本票とは約束手形の意にして根帳とは有根帳簿の義なり、約束手形を發行する場合に大抵手形と此帳簿とに割印を捺す、其呈示支拂を要求する者ある時割印を結合して眞贋を確かむるの用に供す。

今參考のため長春城内益發號の使用する約束手形の形式を示せば左の如し。

票	根
今 缺 到	
某寶號洋錢、元言明無息期至	
何月何日文付不悞此據	
本號照付 氏名 經理人 何 某	
中華民國 年 月 日	

支票根帳とは小切手又は爲替手形の根を存するものにして其信用方法は本票根帳に同じ。

(レ) 入票帳 受取手形記入帳に該當するものなり。

(ワ) 送銀簿 現金を他人の居所に送付するとき本簿と併せ持參せしめ、簿上適當の所に受取の旨記入捺印せしむるものにして我邦判取帳と相似たり。

(ツ) 送貨簿 貨物判取帳にしてその用法送銀簿に同じ。

大商店にして精密を貴ぶものにありては以上十九種の外尙數種の帳簿を用ふるものなきにあらずれども、多くは之より省略したるものにして、支那商店簿に於ける帳簿の種類と用法とは略之に依りて察知し得べし。

二 商業帳簿の記帳

記帳の方法を述ぶるに先ち暗碼數字と略字法とに就きて一言せざるべからず、何となれば支那商人の記帳に用ふる數字は暗碼と稱する特殊のものにして、之を解せずんば記帳すること能

はざればなり。

(A) 暗碼數字及商業省筆法

④ 暗碼數字

記帳に用ふる數字は一・二・三・四・五・六・七・八・九・零等を用ふること稀にして羅馬數字に支那文字を加味したるが如き一種の數字を使用す、之を暗碼數字と稱す、即ち左の如し。

一 川メ ヨ 上 六 文 〇

一 二 三 四 五 六 七 八 九 零

此數字を以て各種の數を表示する方法は亞拉比亞數字に異ならず、但し亞拉比亞數字の記帳法は便は則ち便なれども左方より横に記するものなれば右方より縦に記するを常とする支那にありては探て以て直ちに法と爲し難し、是に於てか支那人は暗碼數字に交ふるに舊來の數字を以てし、横記法に配するに縦記法を以てし記帳に便ならしむ。(例示省略)

□ 商業省筆法

支那商人間に於ては以上述べたる暗碼數字の

雜錄 滿洲に於ける支那商店の帳簿

外略字を用ふること亦行はる、蓋し略字たるや商賈日常普通に用ふる文字に限り行はるものにして其數固より多からず(例示省略)

B 記帳の方法

帳簿記入の方法は帳簿の種類に由り異なり、今原始簿たる貨源、批發、銀洋錢總につき記帳方法を例示すれば左の如し。

④ 銀洋錢總

此帳簿は畦紙より成り、中央に一線ありて二欄に横斷し上欄は受方(入)にして下欄は渡方(出)なり、金錢を受けたる時は上欄の頂上に先づ收の一字を書し、尋て關係人名を書し更に受取りたる銀洋錢種を記し、最後に金額を記すなり。金錢を渡したる時は下欄の頂上に先づ付の一字を書す、其他の記入法は受取りたる時に同じ、而して營業時間後に至り、收支を計算し貨幣の種類に應じ殘高を示すを常とす。

□ 貨源

帳簿の様式は前者に同じ、貨物を仕入れたる時は上欄に收字を書し、次で對手方人名、仕入

品名、數量及毎件の原價を記し、若し運賃其他の諸入費の原價に加ふべきものある時は之を記す、而して之が代價を支拂ひたる時は下欄に之を略記し、兩訖と書せる印を上下兩欄に捺し以て債權債務の終了せしことを表示す。

(ハ) 批 發

記帳の方法貨源に相似たり、商品を賣りたる時は上欄に關係人名を書し、次で付字及品名數量毎件の原價を記し、最後に運賃等の諸入費を書し、而して代價の支拂はれたる時は簡單に金額を下欄に記し兩訖の印を双方に捺すものとす。

以上は原始簿の記入方法なり、轉記簿の記入方法は原始簿の取引事項を拾集し、其勘定科目に従ひ順次登記するものにして、登記済の上は登記の證過字を書するか又は過印を捺することとせり、而して轉記簿に貸借兩欄を設け取引の性質に従ひ適當の欄に登記し貸借の關係を明かにすること洋式帳簿と略同じ、然れども支那の轉記簿は自店を主とし自店の受けたるものは轉記

簿諸勘定の受方即ち上欄に記して收字を註し、自店の渡したるものは其渡方即ち下欄に記し(付)字を註することは其趣を異にせり。

三 商業帳簿の裁綴

次に支那商業帳簿の體裁に就て述べんに、我邦の袋綴長綴とは稍其趣を異にし、原始簿は多くは幅一尺縦八寸ありて表紙は白厚紙を用ひ、轉記簿は原始簿に比する時は稍小形にして表紙は青藍色の帛又は紙を用ふ、尙此外補助簿は原始簿の小形なるもの轉記簿の小形なるものあり而して上下二欄あるは轉記簿のみに限らず、但し上下二欄に分たれたりとて必ずしも貸借を分記するを要せず、便宜に隨ふのみ、只慣習にて略一定せりと云ふに過ぎず。帳簿の紙質は一定し丁數の如きも六十枚或は百枚と一定し商店の繼續する限り變更することなし。

四 商業帳簿の特質

凡て商業帳簿は商業の種類と取引の大小繁閑等に依り其部數性質名稱を異にするものなれども、其組織に至つては必ず一定の法則に遵ふを

常とす。滿洲の如き各地特種の商習慣存し、一地方にては營業の種類に依りて特殊の行規を有し、同業者間に於ても各家各別の家憲を有する地方に於て殊に一家一色の傾向を有する帳簿は戸々御名稱を異にし、甚だしきに至つては同一名稱の表號も甲店と乙店とは性質を異にするが如く殆んど捕捉し能はざるが如き感あるも、仔細に考察する時は皆一定の原則に従つて組織せられつゝあるを見ん。

今商業帳簿の特質と見るべき二三を擧げん

(一) か。
日、記帳を備へず

洋式簿記にありては日記帳は唯一の原始記入簿にして實に營業の歴史簿なり、支那商業帳簿に於ても日記帳を備へずと云ふは唯一冊として纏まりたる日記簿なきの謂にして之を缺ぐと云ふにはあらず、即ち日記帳を三部に分別し商品の賣却に關する事項は之を批發に記し、買付仕入に關するものは之を貨源に記し、金錢の出納に關するものは之を銀洋錢總に記す。

但し大商店に於ては往々補助簿として日記帳なるものを設け、商品の賣買金錢の出納に關せざん事項を記載す。

而して右の三帳簿は洋式簿記に於ては補助簿の性質を帶ぶるものなるが、滿洲に於ける支那商店に於ては却て主要簿の用となすと同時に補助簿の用を兼ねるものなるを以て實際の便宜は却て勝れるを見る、蓋し通常主要簿は其性質として取引の性質如何を論せず其取引の起たる順序に従ひ日記體を以て記録せらるゝが故に取引の類別に就て其顛末始終を知るに甚だ不便なり然るに實際上に於ては取引の種類を區別して其各様に就き顛末を知ること甚だ緊要なれば自然更に補助簿を備へて之が記入を爲すの必要を感せん、去れば斯くする時は二重の手續を要し、其煩に堪へざるが故に、此不便を避けんがため日記體の主要簿を當初より分類し、其一種別毎に帳簿を設け、之に順次的明細の記入をなし而して是等の帳簿より直接に原簿へ登記するの方法をこらば其各帳簿は主要簿の用を爲し兼て補

助簿の用をも達し得て大に手数を省略し得るの便あり、此點に於て支那商業帳簿は西洋帳簿より一歩進みしものと云ふべし。

(二) 仕譯帳なし

洋式簿記の基礎は貸借關係なり、然れども普通支那人の腦裡にはかゝる抽象的感念の發生せることなし、從て仕譯なるものゝ存せざるは論を俟たず、只之に類せるは或種の帳簿にして收支二法を記すべき必要あるものは上下二欄に分ち上欄を借方として總て受取りしものを記入し、下欄を貸方として總て仕拂ひたるものを記入するが如き是なり、然れどもこれ有形と有形とが貸借の位置に立つ場合のみにして、無形のもの的人格視して之を貸借の一方に立たしむることなし、且其元帳の人名勘定の如きも尙ほ上欄を借に下欄を貸として前方を主として見ることを爲さず、是れ明に洋式簿記に比して幼稚なる點なるも又簿記法を學ばざる者にも直ちに記帳し得るの便あり。

(三) 元帳は數多に分別せらる

洋式簿記の元帳に在りては口座の方法に依り勘定科目毎に一座を設く、支那商店の帳簿にも同じく口座の制あれども、勘定科目中同種類のものを概括して一冊となし、每冊中にて口座を分別す、大商店に至つては掛元帳の如き一口座毎に一帳を立つるあり。由是觀之是に由て觀るに元帳も亦補助簿の用を兼有すと謂ふべし

(四) 略字暗碼の使用

略字暗碼に就ては既述せし所の如し蓋し是等を使用するは簡便を重んずる商人として止むを得ざるべしとは謂へ、盛に之を使用するの結果は商人として却て其略字たるを知らず正字を問へども答ふる能はざるが如き滑稽を演じ、又帳簿調査に困難を感ずることあるは看過し難き點也。

以上述ぶるが如く滿洲に於ける支那商店の帳簿整理の方法は單式簿記法に屬す、最近に至り銀行會社又は新興の商社にして複式簿記法を採用するものあれどもそれは殆んど九牛の一毛のみ、之を要するに略字暗碼の使用、日記帳仕譯

帳の缺如元帳の分割等多少の缺點なきにあらざれども其用ふる帳簿の組織と種類とを考ふる時は頗る整頓したるものにして、我邦舊來の大福帳式とは其選を異にし殆んど複式簿記の壘を摩す或は單式簿記の完全の域に近けるものと謂ふべき歟。(完)